

漁ろうに従事する船舶

○令和8年2月14日時点で雇用中の船員

雇入契約の種類	一定の期間	証書の発給状況		座学の要否			雇入届出において確認する修了証等 (欄内いずれかの「・」)
		実技機関における 実技講習		生存訓練 消火訓練	応急訓練 (個社特有の事項を 含む)	安全社会訓練 (漁ろう) (個社特有の事項を 含む)	
特定雇入契約 以外			—	○ ※1	○ ※1	○ ※1 ※2	・第一号の二書式
特定雇入契約  (EEZ外において 従業する国際 総トン数300ト ン以上の船舶に 乗り組むすべて の船員)	一定期間中の船 員 (海技免状の有 効期限等に基づ く一定期間)	受講済	すでに(旧)第二号書式(能力 維持証明書)・(旧)基本訓練 修了証が発給されている船員	不要	不要	不要	・(旧)第二号書式(能力維持証明書) 又は 訓練機関に よる受講証明書※5 + (旧)第一号書式 ・第三号の二書式
			締約国証書	不要	不要	不要	・締約国証書
		未受講	—	○ ※1	○ ※1	○ ※1 ※2	・第一号の二書式 + 国による証明 ・【施行前に受講の場合】第六号書式 + 国による証明  ※一定期間後は、第三号の二書式又は、国による証明に替えて 第四号書式及び第五号書式(実技講習修了証明書)※5並びに 締約国証書(一定期間中に受講した場合も同様)。なお、第二号 の二書式について改めて発給は不要。

○令和8年2月14日以降に新たに雇用される船員

雇入契約の種類	一定の期間	証書の発給状況		座学の要否			雇入届出において確認する修了証等 (欄内いずれかの「・」)
		実技機関における 実技講習		生存訓練 消火訓練	応急訓練 (個社特有の事項を 含む)	安全社会訓練 (漁ろう) (個社特有の事項を 含む)	
特定雇入契約 以外			—	○ ※3	○ ※3	○ ※3 ※4	・第一号の二書式
特定雇入契約  (EEZ外において 従業する国際 総トン数300ト ン以上の船舶に 乗り組むすべて の船員)	一定期間中の船 員 (海技免状の有 効期限等に基づ く一定期間)	受講済	すでに(旧)第二号書式(能力 維持証明書)が発給されてい る船員	不要	○ ※3	○ ※3 ※4	・(旧)第二号書式(能力維持証明書) 又は 訓練機関に よる受講証明書※5 + 第二号の二書式 ・第三号の二書式
			締約国証書	不要	○ ※3	○ ※3 ※4	・締約国証書 + 第二号の二書式
		未受講	—	○ ※3	○ ※3	○ ※3 ※4	・第一号の二書式 + 国による証明 ・【施行前に受講の場合】第六号書式 + 国による証明  ※一定期間後は、第三号の二書式又は、国による証明に替えて 第四号書式及び第五号書式(実技講習修了証明書)※5並びに 締約国証書(一定期間中に受講した場合も同様)。なお、第二号 の二書式について改めて発給は不要。
	上記以外	未受講	—	実技講習を 遅滞なく受講	○ ※3	○ ※3 ※4	・第四号書式及び第五号書式(実技講習修了証明書)※5 + 第二号の二書式 ・第三号の二書式

- ※1 海技免状受有者等は実施不要(通達3(2)①)
- ※2 安全社会訓練のうち漁船特有の事項は実施不要(通達3(2)③)
- ※3 海技免状受有者等は応急訓練及び安全社会訓練のうち、個社特有の事項のみ補足実施(通達3(2)①)
- ※4 水産高校等卒業者は安全社会訓練のうち漁船特有の事項は実施不要(通達3(2)③)
- ※5 海技免許講習(救命・消火)の修了証明書、消火講習に関しては、危険物等取扱責任者(甲種)取得のための  
消防講習の修了証明書を含む。